

子どもの貧困と子育て支援

— A施設（無認可児童館）の歴史と実践を支える理念—

○ 福山市立大学 八重樫 牧子 (1335)

キーワード：児童館、子育て支援、子どもの貧困

1. 研究目的

子どもを取り巻く家庭や地域社会が大きく変化し、家庭・地域社会の子育て・子育て機能が低下した結果、子どもや親子関係に関する問題が深刻な社会問題となっている。このような子どもや家庭の問題を解決するためにすべての子どもや家庭を対象とした子育て・子育て支援が実施されている。児童館は児童福祉法成立以来、地域社会においてすべての子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援してきた。今後も児童館は地域社会の子育て・子育て支援の拠点の一つとして重要な役割が期待されている。しかし、2003（平成 15）年に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、児童館にも指定管理者制度が導入された。2012（平成 24）年度より民間の児童館の運営費についても一般財源化され、児童館施策は市町村裁量となった。今後とも児童館を継続的に運営し、子育て・子育て支援を行っていくためには、これからの児童館のあり方が問われている。そこで本研究ではB地域において先駆的な実践を行っているA施設（無認可児童館）の歴史を振り返り、その実践を支える理念を検討することによって、これからの児童館の方向性を明らかにしたい。

2. 研究の視点および方法

A施設を取り上げることにした理由は、この施設の実践がすぐれているということだけではなく、今日、子どもの貧困が児童家庭福祉の分野においても重要な課題となってきたからである。A施設は貧困など多様な家庭事情を背景にもつ子どもたちが利用している。2012（平成 24）年 5 月末に、ユニセフが発表した日本の子どもの相対的貧困率は 14・9%であり、OECD35 か国中 9 番目に高い貧困率であった。日本の子どもの約 305 万人は貧困であり、約 6 人にひとりの子どもが貧困状態にあると推定される。子どもの貧困はどの地域でも珍しいことではなくなっており、いろいろな困難を抱える子どもたちを受け止める「居場所」をつくる必要性が高まってきている。これまで子どもの貧困対策に取り組んできたA施設から学ぶことは多いと思われる。本研究は、貧困という環境の中で多くの家庭機能が失われてしまった子どもたちの「子育て」を地域社会の中で、児童館がどのように保障していくことができるか、ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点からその方向性を明らかにすることである。研究方法は文献研究であるが、一部インタビュー調査などのフィールドワークも行った。主な文献は、A施設の館長が執筆している雑誌論文や報告書、A施設のホームページの内容や新聞記事、A施設に関する文献等である。

3. 倫理的配慮

文献等（事例、活動内容等の情報）の扱いについてはプライバシーと人権の点から倫理的配慮を行った。本研究の内容に関してはA施設の館長に前もって報告し了解を得ている。

4. 研究結果

A施設は、日雇労働者の街として知られるB地域に、1977（昭和52）年に学童保育としてスタートし、1996（平成8）年にC市独自の事業である「子どもの家事業」に移行した。A施設は、貧困をはじめ多様な生活問題を抱えた子どもたちやその家族が利用しており、仲間と遊び、憩い、相談のできる居場所になっている。緊急一時宿泊事業の独自の事業も行っており、2010（平成22）年3月にはファミリーホームとして認可も受けている。

A施設の30年間の実践の歴史を振り返ることによって次の5つの特徴が見えてきた。まず、第1に、貧しい状況に置かれている子どもやその家族のニーズを徹底的に理解し、共感し、共に生きようとすることによって、支援者自分の価値観や生き方が変えられたことである。第2には、すべての子どもに「生きる力」があることを信じ、子どもの自尊感情を育むために、多くの人との出会いを大切にしたい体験的な学習活動を重視してきたことである。第3には、貧困によって家庭を失った子どもたちに安心な場を提供し、必要ならば家庭に代わって子どもを一時的あるいは長期的に保護し、「生活の場」を提供していることである。第4には、子どもの親を思う気持ちを最大限尊重し、どのような状況にあっても、親子関係を維持するために、子どもや家族が生活している地域社会の中で「子育て」・「子育て支援」に取り組んでいることである。そのために地域社会に子育て・子育てネットワークを創り、連携し、協働して問題の解決を図っている。そして、第5には、様々なニーズを抱えた子どもやその家族を支援するために、「子どもの家事業」やファミリーホームのような公的な事業を活用していることである。また、必要ならば緊急一時宿泊事業のような独自の事業を創設し、展開できる民間の特徴を生かした実践を行っている。

5. 考察

A施設ではいわゆる3つのPと3つのSといわれる児童家庭福祉のすべてのサービスが包括的に総合的に実践されており、マイクロレベル、メゾレベル、マクロレベルのジェネラリスト・ソーシャルワークも展開されている。A施設のこのような実践は次の2つの理念を生み出した。①子どもの最善の利益を考えると、②子どもの自尊心を守り育むという理念である。この2つの大きな理念に支えられた実践は、第二次世界大戦後の英国において20年間、児童ケア施策と実践を展開してきたマンチェスター児童部という地方自治体ソーシャルワーク機関が、養護児童に果たしてきた「社会的共同親」(The Corporate Parent)の実践と共通するところがある。両者は歴史も地域も異なるが、C市が「子どもの家事業」を廃止しようとしている状況を考える時、社会的共同親の理念が実際にどのような形でマンチェスターの地方行政やソーシャルワーク・児童福祉実践に具体化されたのかを知ることが意味があると思われる。特に、日本においては、行政機関ではなく、民間施設であるA施設が社会的共同親の理念を具体化した先駆的な実践を行ってきたことは重要である。

※本研究は平成25～27年度科学研究費助成事業（基盤C）課題番号25380755（平成25年5月17日現在では内定）（研究代表者：八重樫牧子）の研究成果の一部である。